

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業マスコット

とつか再開発くんの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業マスコットとつか再開発くん(以下「とつか再開発くん」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(とつか再開発くんの使用目的)

第2条 とつか再開発くんは、戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業のマスコットとして、再開発事業の広報および、戸塚駅周辺のまちづくりを推進するための啓発に使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 とつか再開発くんを使用しようとする者は、あらかじめとつか再開発くん使用承認申請書(様式第1号)を戸塚駅周辺開発事務所長(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1)報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (2)雑誌等に再開発事業の情報として掲載するとき。
- (3)管理者が不要と認めるとき。

(使用承認の基準)

第4条 管理者は、前条の規定による使用承認の申請があった場合において、その内容が第2条のとつか再開発くんの使用目的にふさわしいと認められるときは、とつか再開発くんの使用を承認し、とつか再開発くん使用承認書(様式第2号)

を交付するものとする。ただし、とつか再開発くんを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるときは不承認とし、とつか再開発くん使用不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 とつか再開発くんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- (2)マスコットの図柄は管理者が定めたものを使用し、定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3)裏返しまたは規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4)当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(使用内容の変更)

第6条 とつか再開発くんの使用承認を受けた者が使用内容について変更する場合は、あらかじめとつか再開発くん使用承認内容変更申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を承認する場合は、とつか再開発くん使用変更承認書(様式第5号)を交付するものとし、不承認の場合は、とつか再開発くん使用変更不承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(承認の取消)

第7条 管理者は、とつか再開発くんの使用がこの要綱、または、承認内容に違反し

ていると認められるときは、とつか再開発くん使用承認取消書(様式第7号)を交付し、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による承認の取消に関して、使用者が損害を受けたとしても、管理者は一切の責任を負わない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、とつか再開発くんの使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日 から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日 から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日 から施行する。

(様式第1号)

とつか再開発くん使用承認申請書

平成 年 月 日

戸塚駅周辺開発事務所長

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名),

とつか再開発くんを次により使用したいので申請します。

- 1 使用対象物件
 - 2 使用の趣旨・目的
 - 3 使用方法
 - 4 使用期間
 - 5 連絡先(担当者、電話番号等)
 - 6 添付書類
- (1)企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

(様式第2号)

都再開第 号

平成 年 月 日

とつか再開発くん使用承認書

様

戸塚駅周辺開発事務所長

平成 年 月 日付けで申請のありましたとつか再開発くんの使用については、
次の条件を付して承認します。

- 1 承認内容は、とつか再開発くん使用承認申請書のとおりとすること。
- 2 とつか再開発くんの使用に際しては、とつか再開発くんの使用に関する要綱を
遵守すること。
- 3 使用する図柄は別添のとおりとすること。

(様式第3号)

とつか再開発くん使用不承認通知書

都再開第 号

平成 年 月 日

様

戸塚駅周辺開発事務所長

平成 年 月 日付けで申請のありましたとつか再開発くんの使用については、
次の理由により承認できません。

(理由)

(様式第4号)

とつか再開発くん使用承認内容変更申請書

平成 年 月 日

戸塚駅周辺開発事務所長

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

平成 年 月 日都再開第 号で承認を受けた内容について、次のとおり
変更したいので申請します。

事 項

変 更 前

変 更 後

1 使用対象物件

2 使用の趣旨・目的

3 使用方法

4 使用期間

5 その他

(様式第5号)

とつか再開発くん使用変更承認書

都再開第 号

平成 年 月 日

様

戸塚駅周辺開発事務所長

平成 年 月 日付けで申請のありましたとつか再開発くんの使用変更については、次の条件を付して承認します。

- 1 承認内容は、とつか再開発くん使用承認内容変更申請書のとおりとすること。
- 2 とつか再開発くんの使用に際しては、とつか再開発くんの使用に関する要綱の内容を遵守すること。
- 3 使用する図柄は別添のとおりとすること。

(様式第6号)

とつか再開発くん使用変更不承認通知書

都再開第 号

平成 年 月 日

様

戸塚駅周辺開発事務所長

平成 年 月 日付けで申請のありましたとつか再開発くんの使用変更については、次の理由により承認できません。

(理由)

(様式第7号)

とつか再開発くん使用承認取消書

都再開第 号

平成 年 月 日

様

戸塚駅周辺開発事務所長

平成 年 月 日都再開第 号で承認したとつか再開発くんの使用承認
を、次の理由により取消します。

(理由)